

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

渡辺 優樹（ワタナベ ユウキ）

【所属】（助成決定時）

長崎大学大学院多文化社会学研究科博士後期課程

【研究題目】

イスラエル国内法からみるヨルダン川西岸地区における入植行為

【研究の目的】（400字程度）

本研究は、イスラエルが1967年の第三次中東戦争（Six-Days War）以降において占領するヨルダン川西岸地区において行う入植行為を、イスラエル国内法の視点から検討するものである。本研究の目的は、イスラエル・パレスチナ問題、とりわけ当該地域における入植行為を分析し、イスラエル国内法の観点から同行為によって侵害されるパレスチナ人の人権侵害の仕組みについて理解した上で、イスラエルによる占領下にあるパレスチナ須知な人の人権保障に対する提言を行う点にある。

【研究の内容・方法】（800字程度）

本研究では、ヨルダン川西岸地区におけるパレスチナ人に対する人権保障のあり方を探求する目的の下、イスラエル最高裁判所の裁判例をはじめとするイスラエル国内法の視点から、イスラエルが被占領地において近時で行う入植行為のイスラエル国内法上の法的メカニズムの究明に取り組む。また、研究の独自性に関しては、以下の2点について明記したい。第1に、イスラエル行政法の視点から入植行為を捉えようとする点である。住居破壊や土地の没収などは、イスラエル軍によって行われる行政機関による行為の1つであり、被占領地における入植行為をイスラエル国内の行政法の視点から検討を付与する研究はあまり行われていない。入植行為を行政法の観点から捉えようとする本研究は、イスラエル国内法上の入植行為の法的メカニズム究明のためにも有意義である。第2に、現イスラエル首相であるネタニヤフ政権のもとで進められる司法制度改革が、イスラエルによる入植行為及び司法による同行為に関する判断に対して、いかに影響を及ぼすのか、という視点についても検討する点である。

研究方法に関しては、イスラエル国内の裁判例や法などの一次資料の分析を主に行う。法の条文や過去・近時の裁判例に基づき、基本法の下で保障されている権利や自由の丁寧な整理、入植行為によって侵害されている可能性のある具体的な権利や自由の検討、そして住居破壊、土地の没収、追放等の対象となったパレスチナ人に対していかなる補償が行われているのか、等に関する検討を行う。

【結論・考察】（400字程度）

研究中止時点における研究の成果として、以下の点について言及したい。

イスラエルにおける事実上の憲法として機能する基本法が、2023年7月26日に改正された。基本法：司法（Basic Law: Judiciary）第15条「最高裁判所（The Supreme Court）」（d）の改正により、新たに（ii）項が追加され、イスラエルの司法は「合理性（reasonableness）」に基づいて議会による決定等をくつがえす権限を失った。その後、上記の基本法改正を求めてイスラエル最高裁判所に提訴された裁判例の1つに、2024年1月1日の最高裁判例（HCJ 5658/23 Movement for Quality Government in Israel v. The Knesset）がある。当該判例を分析した結果、イスラエル最高裁判所は基本法改正に対しても違憲審査を行使することができる点に加え、基本法の改正に関しては、イスラエルの民主主義的価値観、権力分立、そして法の支配という3つの性質を損なわない範囲においてのみ認められるとし、基本構造理論を適用していることが明らかになった。イスラエル最高裁判所が基本法改正に対して基本構造理論を基に改正を違憲だと判断した事例は、限られた範囲で

検討した結果当該判例がはじめてであり、イスラエル公法学上においても重要な判例となることを示す研究結果が導かれた。